

補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録募集要領

（目的）

第1条 この要領は、京都市上下水道局（以下「局」という。）契約規程、その他法令例規に定めるもののほか、補助配水管及び給水装置（ドレン装置を含む。）に係る全ての工事（以下「給補管工事」という。）を請負契約により施行する場合に、当該契約の候補者として登録する者を募集するために必要な事項を定め、事務の円滑化を図ることを目的とする。

（工事の種類）

第2条 この要領によって募集する給補管工事の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助配水管新設工事
- (2) 補助配水管改造工事（補助配水管ボックス改造工事を含む。）
- (3) 給水管の切廻し工事（給水管の支障移設）
- (4) ドレン装置の新設又は撤去工事
- (5) 臨時栓の新設、撤去等給水装置の外部接続工事対象外工事
- (6) その他補助配水管及び給水装置に係る工事

（資格要件）

第3条 給補管工事の契約候補者登録（以下「登録」という。）を希望する者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 水道法第16条の2第1項の規定により指定を受けた京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）であり、かつ、当初の指定を受けた日から本件募集に対する申請日までの期間が2年以上であること。
- (2) 京都市内に事業所を有すること。
- (3) 局の管工事（給排水衛生関係）に係る競争入札有資格者であること。
- (4) 過去に登録を受けた実績を有すること又は本件募集に対する申請日の属する年度の末日において、漏水修繕事業者募集要領に基づく本市の漏水修繕事業者（以下「本市漏水修繕事業者」という。）としての実績を直近の5年間において通算2年以上有すること。
- (5) 給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）を自社の常用雇用者（常時雇用している者をいう。以下同じ。）としていること。
- (6) 別表1及び別表2に掲げる者を分岐・配管責任者（給水管及び補助配水管に係る分岐せん孔工事並びに配管工事を適正に施行することができる技能者をいう。以下同じ。）として指名し、自社の常用雇用者としていること。
- (7) 本件募集に対する申請日の直近に行われる京都市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要領による研修（以下「局主催研修」という。）を受講していること。ただし、指定工事事業者となる前に行われた局主催研修については、この限りでない。
- (8) 第12条に規定する登録の抹消を受けた場合、その抹消の日から2年以上経過していること。

（施工管理体制）

第4条 登録された指定工事業者は、給補管工事につき、次に掲げる施工管理体制を構築しなければならない。

- (1) 常用雇用者である主任技術者を契約ごとに配置すること。
- (2) 契約ごとに必要とする、分岐・配管責任者を従事させること。
- (3) 次に掲げる要件を満たす者を従事させること。

ア 主任技術者として給水装置工事に関する技術上の管理及び給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を誠実に行う者

イ 主任技術者がその職務として行う指導に従い、給水装置工事に従事する者

- (4) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損及びその他の異常を生じさせることのないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (5) 他企業等の工事と工程調整のうえ、給補管工事を円滑に施行できる者を配置すること。
- (6) 本市の水道事業や各種基準を十分理解し、適正に給補管工事を施行できる者を配置すること。

(申請手続)

第5条 登録を希望する指定工事業者の募集は、局の管工事（給排水衛生関係）に係る競争入札有資格者の登録に係る申請年度に合わせて行う。

- 2 追加で登録を希望する指定工事業者の募集は、前項に規定する年度以降において行う。
- 3 募集についての詳細は、局のホームページ及び総務部契約会計課の掲示板に掲示する。
- 4 登録を希望する指定工事業者は、工事施行登録申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事主任技術者名簿（様式2）及び給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し
- (2) 分岐・配管責任者届出書（様式3）及び給水装置工事配管技能者証等の写し
- (3) 上下水道局競争入札有資格者名簿に掲載されていない者にあつては、局の管工事に係る競争入札有資格者となる予定であることを証する書面
- (4) 主任技術者に係る常用雇用証明書（様式4）
- (5) 分岐・配管責任者に係る常用雇用証明書（様式4）

(結果通知)

第6条 管理者は、前条第4項の申請書の提出があつたときは、資格審査を行い、登録の可否について当該申請を行った指定工事業者に通知する。

(登録期間)

第7条 登録期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 第5条第1項に規定する募集の翌年度から4年間
- (2) 第5条第2項に規定する追加募集の翌年度から前号に規定する登録期間の末日ま

で

(講習会等)

第8条 管理者は、必要に応じ、書類を受理した指定工事業者の代表者及び主任技術者を対象として、給補管工事に係る講習又は実習を実施する。

2 書類を受理された指定工事業者の代表者及び主任技術者は、前項の講習又は実習が実施された場合、必ず受講しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定に関わらず、登録された指定工事業者に係る代表者及び主任技術者を対象として、必要に応じ、給補管工事に係る講習又は実習を実施する。

4 登録された指定工事業者の代表者及び主任技術者は、前項の講習又は実習が実施された場合、必ず受講しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

5 書類を受理された又は登録された指定工事業者は、前各項の規定により講習又は実習を受講した後、自社内での研修会を実施しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

6 書類を受理された又は登録された指定工事業者は、管理者から前項の研修会に係る報告を求められた場合、報告書を提出しなければならない。

(局主催研修)

第9条 登録された指定工事業者は、登録されている間に行われる局主催研修を受講しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(協力要請)

第10条 登録された指定工事業者は、京都市の配水及び給水施設において漏水、濁水、凍結等、緊急に対応すべき事案が発生した場合、水道水の供給機能の維持と回復を図るため、管理者からの協力要請に可能な限り従うものとする。

(変更等の届出)

第11条 登録された指定工事業者は、登録後において、登録内容に変更があったときは、管理者にその旨を遅滞なく届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録された指定工事業者は、登録後において、第3条に規定する要件を満たさなくなつたと認めたときは、管理者にその旨を30日以内に届け出なければならない。

3 管理者は、第1項の規定による届出のうち、次の各号に掲げる場合におけるものがあったときにおいて、第3条に規定する要件を満たさないと認めたときは、当該届出を行った指定工事業者にその旨を通知するものとする。

- (1) 個人である指定工事業者が新たに設立した法人に事業を全部譲渡した場合
- (2) 法人である指定工事業者が他の法人と合併した場合
- (3) 法人である指定工事業者が個人に事業を全部譲渡した場合
- (4) 有限会社である指定工事業者が株式会社に商号を変更した場合
- (5) その他前各号に準じると管理者が認める場合

4 前項の通知を受けた指定工事業者は、当該通知に異議がある場合、当該通知を受けた

日の翌日から起算して３０日以内に管理者に申し出るものとする。

（登録の抹消）

第１２条 管理者は、登録された指定工事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該指定工事業者を登録名簿から抹消することができる。

- (1) 第３条に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 第８条第１項及び第３項に規定する講習又は実習の実施に対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (3) 第８条第５項に規定する研修会を正当な理由なく実施しないとき。
- (4) 第８条第６項に規定する報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 第９条に規定する局主催研修の実施に対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により登録されたとき。
- (7) 正当な理由なく前条第２項又は第４項に規定する日数を経過しても届出又は申出がなかったとき。
- (8) 管理者により行政指導又は行政処分を受け、登録を抹消することが妥当であると管理者が判断したとき。

附 則

この要領は、平成１８年９月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年１２月１７日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年１１月２０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年９月２日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１２月９日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年１１月２０日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和３年６月９日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後のこの要領の規定は、施行の日以後に登録を希望する指定工事業者について適用する。

（経過措置）

3 平成31年4月1日から令和2年12月31日までに指定工事業者となった者については、令和4年度までに募集を行う場合において、第3条第4号に規定する「本件募集に対する申請日の属する年度の末日」を「令和7年3月31日」と読み替えるものとする。

4 この要領の施行前に登録されている指定工事業者は、第3条第4号に規定する本市漏水修繕事業に係る実績を2年以上有する者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後のこの要領の規定は、施行の日以後に登録を希望する指定工事業者について適用する。